

事務連絡
令和元年7月18日

全国農業共済組合連合会業務部長 殿

農林水産省経営局保険課課長補佐（収入保険企画班）
保険監理官保険監理官補佐（総務班）

台風第5号の接近及び大雨等による農作物等の被害防止に向けた注意喚起及び農業保険の対応について

気象庁が7月18日午前5時3分に発表した台風第5号に関する情報第15号によれば、台風第5号は沖縄地方の南の海上にあり、今後、先島諸島にかなり接近し、20日にかけて東シナ海を北上し、対馬近海を経て22日には日本海に達する見込みです。沖縄地方や西日本から東日本にかけては、大雨のおそれがあるとの予報となっています。

また、今後も大雨等による被害の更なる発生も懸念されます。

既に、「夏台風の発生・接近及び大雨等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（令和元年6月26日付け農林水産省生産局農業環境対策課長、政策統括官付穀物課長及び地域作物課長連名通知）が通知されていましたが、こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、今般、別添のとおり「台風第5号の接近及び大雨等による農作物等の被害防止に向けた注意喚起について」（令和元年7月18日付け農林水産省生産局農業環境対策課課長補佐事務連絡）が発出されました。

つきましては、貴職におかれましては、農業経営収入保険の被保険者に対して、機会を捉えて周知されるようお願いいたします。

事務連絡
令和元年7月18日

都道府県主管課長 殿

農林水産省経営局保険課課長補佐（収入保険企画班）
保険監理官保険監理官補佐（総務班）

台風第5号の接近及び大雨等による農作物等の被害防止に向けた注意喚起及び農業保険の対応について

気象庁が7月18日午前5時3分に発表した台風第5号に関する情報第15号によれば、台風第5号は沖縄地方の南の海上にあり、今後、先島諸島にかなり接近し、20日にかけて東シナ海を北上し、対馬近海を経て22日には日本海に達する見込みです。沖縄地方や西日本から東日本にかけては、大雨のおそれがあるとの予報となっています。

また、今後も大雨等による被害の更なる発生も懸念されます。

既に、「夏台風の発生・接近及び大雨等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（令和元年6月26日付け農林水産省生産局農業環境対策課長、政策統括官付穀物課長及び地域作物課長連名通知）が通知されていましたが、こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、今般、別添1のとおり「台風第5号の接近及び大雨等による農作物等の被害防止に向けた注意喚起について」（令和元年7月18日付け農林水産省生産局農業環境対策課課長補佐事務連絡）が発出されましたので、貴職におかれましては、組合員等が適切な損害防止を行えるよう貴管内の農業共済組合等に対して、組合員等へ周知するよう指導をお願いします。

また、被害が発生した際は、速やかに被害状況の把握に努めるとともに、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立について、貴管内の農業共済組合等の取組が徹底して行われるよう指導をお願いします。

事 務 連 絡
令和元年 7 月 1 8 日

農業共済組合連合会総務部長 殿

農林水産省経営局保険課課長補佐（収入保険企画班）
保険監理官保険監理官補佐（総務班）

台風第 5 号の接近及び大雨等による農作物等の被害防止に向けた注意
喚起及び農業保険の対応について

気象庁が 7 月 18 日午前 5 時 3 分に発表した台風第 5 号に関する情報第 15 号によれば、台風第 5 号は沖縄地方の南の海上にあり、今後、先島諸島にかなり接近し、20 日にかけて東シナ海を北上し、対馬近海を経て 22 日には日本海に達する見込みである。沖縄地方や西日本から東日本にかけては、大雨のおそれがあるとの予報となっている。

また、今後も大雨等による被害の更なる発生も懸念される。

既に、「夏台風の発生・接近及び大雨等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（令和元年 6 月 26 日付け農林水産省生産局農業環境対策課長、政策統括官付穀物課長及び地域作物課長連名通知）が通知されていたが、こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、今般、別添 1 のとおり「台風第 5 号の接近及び大雨等による農作物等の被害防止に向けた注意喚起について」（令和元年 7 月 18 日付け農林水産省生産局農業環境対策課課長補佐事務連絡）が発出されたので、貴職におかれては、組合員等が適切な損害防止を行えるよう貴管内の農業共済組合等に対して、組合員等へ周知するよう指導をお願いする。

また、被害が発生した際は、速やかに被害状況の把握に努めるとともに、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立について、貴管内の農業共済組合等の取組が徹底して行われるよう指導をお願いする。

なお、このことに関連し、別添 2 のとおり、貴道県主管課長宛て通知したので、御了知願いたい。